

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の公開情報

株式会社リネイル

特定労働者派遣事業 特10-300634

対象期間 (2017/4/1~2018/3/31)

1	事業所ごとの派遣労働者の数※1	5
2	労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	3
3	マージン率	55%
4	教育訓練に関する事項	情報セキュリティ教育 ビジネスマナー研修 キャリアアップ教育
5	労働者派遣に関する料金額の平均 (1日8時間あたりの額) ※2	31,968円
6	派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたりの額)	14,519円
7	その他当該労働者派遣事業の業務に関し、あらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項	マージン率の中には労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険料・確定拠出年金・有給休暇費用・リフレッシュ休暇費用・慶忌休暇に充当した費用・定期健康診断費用(年1回)・福利厚生費・教育費用・会社運営費等が含まれます。

※1 2018/3/31時点

※2 消費税を含みません